

令和2年度第1回第18採択地区教科用図書採択地区協議会会議録

【日時】令和2年5月1日（金）

【場所】深谷市立教育研究所 大会議室

【出席者】委員 小柳光春、轟和男、吉井恵美子、鶴養美季、清水幸三郎、吉田明美

事務局 関根正雄、下条徹、田中義人、雨宮大地、飯塚健太、荻野貴弘、小林亘、野邊桂介、内田徳和

1 開会のことば

2 会長あいさつ

司会	開会のことばを 深谷市教育委員会 関根 次長が申し上げます。
次長	ただ今より、令和2年度第1回第18採択地区教科用図書採択地区協議会を始めます。
司会	・ここで、第18採択地区の委員、会長、職務代理者等の経緯につきまして、事務局よりご説明いたします。
事務局	・事務局において協議の上、深谷市教育委員会から、小柳教育長、吉井教育長職務代理者、鶴養委員を、第18採択地区教科用図書採択地区協議会の委員として教育長専決しました。 ・同じく、事務局において協議の上、寄居町教育委員会から、轟教育長、清水教育長職務代理者、吉田委員を、第18採択地区教科用図書採択地区協議会の委員として教育長専決しました。 ・以上の協議、専決により、第18採択地区教科用図書採択地区協議会会長を小柳教育長に、職務代理者を轟教育長としました。 ・第1回採択地区協議会を迎えまして、ここで改めて、会長を小柳教育長に、職務代理者を轟教育長にということによろしいでしょうか。
委員	・結構です。
司会	それではここで会長より御挨拶をいただきます。 小柳会長お願いいたします。
小柳 教育長	※ 新会長あいさつ
司会	ありがとうございました。
司会	続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

資料1 ページの名簿順にお願いいたします。

司会

続きまして、規約第8条第2項に基づく、採択地区協議会事務担当者でございますが、自己紹介をさせていただきます。資料2 ページをご覧ください。

深谷市教育委員会

教育部 次長

関根 正雄 (せきね まさお)

学校教育課

課長 下条 徹 (しもじょう とおる)

同じく

主幹 小林 亘 (こばやし わたる)

同じく

課長補佐兼指導主事

飯塚 健太 (いづか けんた)

同じく

課長補佐兼指導主事

荻野 貴弘 (おぎの たかひろ)

寄居町教育委員会

教育指導課

課長 田中 義人 (たなか よしんど)

同じく

指導主事

野邊 桂介 (のべ けいすけ)

同じく

指導主事

内田 徳和 (うちだ のりかず)

本日、司会の深谷市教育委員会学校教育課

主幹 雨宮 大地 (あめみや たいち)

です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

司会

続きまして、埼玉県教科用図書採択地区及び第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約についてご報告申し上げます。

説明は、深谷市教育委員会 飯塚指導主事が申し上げます。

飯塚

資料3 ページをご覧ください。

それでは、これから埼玉県教科用図書採択地区についてご説明いたします。

採択地区につきましては、県教育委員会が設定することとなっており、県内25の採択地区で構成されております。

埼玉県では、埼玉県教委告示第6号により平成31年4月1日に採択地区を再編しました。これにより、本採択地区は深谷市と寄居町から成る第18採択地区となっております。

ります。

続きまして、採択の仕組みについてご説明いたします。資料4ページをご覧ください。市町村教育委員会が、教科書の採択に至るまでの流れについて、図示したものでございます。

図①をご覧ください。書目の届け出についてです。発行者が書目の届け出を文部科学大臣に行います。

②教科書目録の送付についてです。教科書目録が文部科学大臣から埼玉県教育委員会に送付されます。その後、県の教育委員会から、深谷市及び寄居町教育委員会に届きます。

③見本本の送付についてです。この後、発行者より教科書見本本が各教育委員会に届く予定です。

④答申についてです。埼玉県教科用図書選定審議会から、埼玉県教育委員会へ教科用図書を採択するに当たっての採択基準等についての答申がなされます。

⑤指導・助言・援助についてです。埼玉県教育委員会の指導・助言・援助のもと、採択事務を進めてまいります。

⑥教科書展示会の開催についてです。埼玉県教育委員会は、教科書展示会を各教科書センターで行います。第18採択地区内では、深谷市立教育研究所が教科書センターとなっております。

⑦採択についてです。

第18採択地区教科用図書採択地区協議会では、調査員を決め、教科用図書の調査研究を始めます。その後、調査員長がその結果を取りまとめ、第2回採択地区協議会にて報告します。その報告や県の調査資料等を参考にし、採択地区協議会で教科用図書の選定を行います。協議会での選定結果を各教育委員会に持ち寄り、同一の種目を採択していくという流れとなっております。

続きまして、第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約及び会長等についてご報告させていただきます。

まず、資料5ページをご覧ください。第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約につきましては、平成26年4月16日付け26文科初第140号「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（以下無償措置法一部改正法）の通知及び、資料20ページ平成26年9月3日付け文科初第597号「同、省令の公布について」に基づいて、作成したものでございます。

資料12ページをご覧ください。無償措置法一部改正法第13条第4項(抜粋)「(略)採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(採択地区協議会)を設けなければならない。」の記述に基づきまして、ご案内のとおり深谷市・寄居町両教育委員会において平成27年4月1日付けで規約を定めました。

その後、平成29年3月と平成31年3月に、一部規約の変更を経て、平成31年4月1日より施行となっております。

資料37ページの規約をご覧ください。一つ一つ読み上げながら確認をさせていただきます。

・第1条（目的）

この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第18採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

・第2条（名称）

この協議会は、第18採択地区教科用図書採択地区協議会という。

・第3条（協議会を設ける市町の教育委員会）

協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- （1） 深谷市教育委員会
- （2） 寄居町教育委員会

・第4条（組織）

協議会は、委員6人をもって組織する。

・第5条（委員）

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 関係市町教育委員会の教育長
- （2） 関係市町教育委員会の委員それぞれ2名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

・第6条（会長）

会長は、関係市町教育委員会の教育長のうちから、関係市町教育委員会が協議により定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

・第7条（会長の職務代理）

会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

・第8条（事務局）

協議会の事務を処理させるために、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町教育委員会の協議会事務担当者をもって充てる。

・第9条（会議の招集）

協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

・第10条（会議の運営）

協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

・第11条（教科用図書の選定の方法）

教科用図書は、第13条第3項の規定による報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、各委員が選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得たものを選定する。ただし、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、投票を行わず、教科用図書を選定することができる。

2 前項の規定により投票を行った場合において、投票を得た教科用図書が2種類のみで、かつ、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

3 第1項の規定により投票を行った場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないとき（前項の場合を除く。）は、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について再度投票を行う。ただし、再度投票を行うべき2種類の教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

4 前項の規定により再度投票を行ったときは、多数の投票を得た教科用図書を選定する。ただし、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

・第12条（選定した教科用図書の通知）

前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

・第13条（調査員）

協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

2 協議会は、種目ごとに4人（中学社会にあっては5人）の調査員を委嘱する。

3 調査員は、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

4 前3項の規定にかかわらず、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、調査員を置かず、前回の教科用図書の選定時に調査員が作成した資料を事務局が協議会の会議に報告することで、前項に規定する報告に代えることができる。

・第14条（議事録及び資料の公表）

関係市町教育委員会は、教科用図書を採択した後、遅滞なく、協議会の会議の議事録及び前条第3項に規定する資料を公表する。

・第15条（経費の支弁の方法）

協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担

する。

- ・附則について確認します。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

なお、委員、会長、会長の職務代理者につきましては、本規約第5条(1)号(2)号により、委員を、深谷市教育委員会 小柳光春教育長と、寄居町教育委員会 轟和男教育長の両教育長、深谷市教育委員会から、吉井恵美子(よしいえみこ)教育長職務代理者と鶴養美季(うがいみき)委員の2名、寄居町教育委員会から、清水幸三郎(しみずこうざぶろう)教育長職務代理者と吉田明美(よしだあけみ)委員の2名、計6名となります。

本日、冒頭で確認しましたとおり、本規約第6条に基づき、会長を、深谷市教育委員会 小柳光春教育長に、本規約第7条に基づき、会長の職務代理者を、寄居町教育委員会 轟和男教育長に、務めていただきます。

司会
内田

続きまして、第18採択地区教科用図書採択地区協議会要項について、ご提案申し上げます。説明は、寄居町教育委員会 内田指導主事が申し上げます。

それでは、これから第18採択地区教科用図書採択地区協議会要項について提案をさせていただきます。本要項につきましては、第1条のとおり、本規約第10条第3項の規定に基づき、第18採択地区教科用図書採択地区協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めたものです。また、資料41ページの、令和2年4月23日付け教義指第80号「市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について」も参照しておりますので、後ほどご一読ください。

資料44ページをご覧ください。一つ一つ読み上げながら確認をさせていただきます。

- ・第1条(趣旨)

この要項は、第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約第10条第3項の規定に基づき、第18採択地区教科用図書採択地区協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

- ・第2条(調査員)

調査員は、第18採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭を充て、教科(書写を含む。)ごとに原則として4人とする。中学社会にあつては、教科書の冊数が多いため、5人とする。

2 調査員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、公正さを確保する観点から十分慎重を期する。

3 調査員は、埼玉県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき研究し、研究結果を報告する。

・第3条（学校における研究結果の聴取）

協議会は、関係市町教育委員会の教育長を経て、学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする。

・第4条（保護者等の意見の聴取）

協議会は、保護者等の意見を聴取することができる。

・第5条（協議会の公開）

協議会は公開とする。ただし、会長または委員の発議により、出席委員の過半数以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

・附則について確認します。

この要項は、令和2年5月1日から施行する。

以上、提案をさせていただきます。

司会

確認の時間をお取りしますので、よろしくお願いいたします。

司会

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

なければ承認いただけますでしょうか。

要項が承認されましたので、（案）を消していただければと存じます。

それではここで、規約第10条第2項によりまして、議事の進行を会長の「小柳」様にお願いいたします。

議長

本協議会の議長の小柳です。議事の進行に御協力お願いします。

それでは、これから協議会を進めさせていただきます。本日傍聴人はいらっしゃいますか。

司会

いらっしゃいます。

議長

それでは、傍聴人の方を御案内ください。

議長

始めに、議事の流れについて確認いたします。

（1）では、教科用図書採択に関する経費について協議いたします。

（2）では、教科用図書採択に関する日程について協議いたします。

（3）では、教科用図書調査員会について協議いたします。

（4）では、第18採択地区教科用図書調査員の選出について協議いたします。

（5）では、その他について協議いたします。

よろしいでしょうか。

委員

すでに要項で定められているとおり、原則としては、開かれた採択の流れの中で行われるべきと考えますが、調査員が調査をする上で、静ひつな環境を保持する観点か

ら、議案（４）の調査員の選出については非公開とするというのではいかがでしょうか。

議長 そのような御意見が出されましたが、皆様いかがでしょうか。

委員 同じ意見です。

議長 委員の皆様の賛同が得られましたので、議案（４）調査員の選出については非公開とします。

議長 それでは、次第にそって進めさせていただきます。教科用図書採択に関する経費について寄居町教育委員会 野邊指導主事よりお願いします。

野邊 資料の４５ページをご覧ください。予算を確保するために、両市町の分担金は均等割と児童数割で構成されています。児童数につきましては令和２年４月３日を基準とさせていただきます。大里地区教育委員会連合会の補助金については、書面総会にて決議され承認されていますので、今後申請させていただきます。予算は、会議費・需用費・予備費で計上しました。

この内訳についてですが、会議費は会場費等、また需用費は印刷代等として計上しており、報償的な意味あいはありません。あわせて、調査員の旅費に関しましては、学校予算からの支出となります。

予算については、以上でございます。

議長 御質問、御意見はありますか。
なければ、承認ということよろしいでしょうか。

議長 （２）教科用図書採択に関する日程について
（３）教科用図書調査員会について
をまとめて、深谷市教育委員会 飯塚指導主事よりお願いします。

飯塚 資料４６ページをご覧ください。５月１日（金）本日でございますが、第１回採択地区協議会を行わせていただいております。このあと５月上旬に、教科用図書見本本が教育委員会に送付される予定でございます。５月下旬に、調査員委嘱式及び第１回調査員会を行います。

議長 御質問、御意見はありますか。
なければ、承認をお願いします。

飯塚 続いて、教科用図書調査員会について、説明いたします。この後、（４）の議事で選出されます調査員でございますが、５月下旬の委嘱式の後、第１回目の調査員会を行います。この日に、教科用図書見本本が調査員に渡され、その後、３～４回程度の調査員会において教科用図書の調査研究をし、その成果をまとめて報告する運びとなっております。

調査員には、教科用図書見本本と県から示されます教科用図書採択に係る研究の観点を基に研究を進めていただきます。あわせて、６月に県教育局から送付される

県による調査資料も各調査員会に提供いたします。これらを基に7月に研究結果の文書による報告と、第2回採択地区協議会において、調査員長には口頭で研究結果の報告をしていただきます。

8月上旬に予定しております、第2回採択地区協議会では、調査員会での研究をもとに、委員の方々にご協議いただき、協議会にて選定していただきます。

その後、採択地区協議会での結果に基づいて種目ごとに同一の教科用図書を、両市町教育委員会で採択する運びとなります。

以上でございます。

議長 御質問、御意見はありますか。
なければ、承認をお願いします。

議長 続いて、教科用図書調査員について、提案願います。なお、この内容につきまして、適正かつ公正な採択を進める上で、非公開とさせていただきます。傍聴の方は御退席ください。

深谷市教育委員会 飯塚指導主事よりお願いします。

飯塚 (4) 調査員の選出につきまして、ご提案申し上げます。

調査員の依頼にあたっては、以下2点について考慮し、選出いたしました。

1点目、教科の専門性の高い方であること

2点目、各市町の学校数を考慮した人数であること

でございます。

それではご提案いたします。

(調査員名 読み上げ)

なお、公平・公正さを確保するため、校長を通して、本人及び親族に教科用図書関係者がいないことを確認させていただきました。万一不都合が生じた場合の人選につきましては、事務局に御一任いただければと存じます。

議長 御質問、御意見はありますか。
なければ、承認ということで、資料の名簿の(案)の部分を消していただければと存じます。

それでは調査員名簿については回収をさせていただきます。

ここから公開とさせていただきますので、傍聴の方がいらっしゃれば御案内ください。

最後に、その他連絡を事務局からお願いします。

内田 その他といたしまして、5点申し上げます。

1点目です。学校における研究結果の報告について、説明をいたします。要項第3条において「学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする」とあり、今年度も学校研究結果の報告を求めます。各学校では、教科書展示会への参加により、各教科の教科用図書について研究を行い、学校の研究結果を各市町教育委員会へ報告いただきます。その後、各市町教育委員会で集計票にまとめたものを事務局へ参考資料として、報告することとなっております。

内田	<p>2点目です。保護者等の意見の聴取についてですが、教科書展示会場に「保護者意見用紙」を準備し、記入いただきます。回収した意見は、展示会終了後、速やかに両市町教育委員会へお送りいたします。</p>
内田	<p>3点目です。調査員の派遣に関する親展文書は、後日各教育委員会を通して、各校へ配付させていただきます。</p>
内田	<p>4点目です。担金の納入につきましては、近日中に通知文を送らせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
内田	<p>5点目です。別冊資料として、関係文書を添付させていただきました。2ページは、平成28年10月21日付け教義指第682号「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」、5ページは、平成28年10月21日付け、教義指第683号「教育委員会向けの教科書リーフレット」、11ページは、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について」、24ページは、令和2年3月27日付け元文科初第1806号「教科書採択の公正確保について」、30ページは、令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について」を添付させていただきました。これらの資料をもとに、適正な教科書採択事務をお願いいたします。</p>
議長	<p>御質問、御意見はありますか。</p> <p>皆様の御協力により、円滑に議事を終了することができました。議長の任を解かせていただきます。</p>
司会	<p>閉会のことばを 寄居町教育委員会 田中教育指導課長が申し上げます。</p>
田中	<p>以上をもちまして、令和2年度第1回第18採択地区教科用図書採択地区協議会を終了いたします。</p>